

飯山都市計画用途地域の変更（飯山市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域 小計	約 73ha 約 14ha 約 6ha 約 93ha	6/10 以下 8/10 以下 8/10 以下	4/10 以下 5/10 以下 5/10 以下	1.5m 1.5m 1.0m	— — —	10m 10m 10m	29.2%
第二種低層住居専用地域 小計							
第一種中高層住居専用地域 小計	約 17ha 約 17ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.4%
第二種中高層住居専用地域 小計							
第一種住居地域 小計	約 131ha 約 131ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	41.2%
第二種住居地域 小計							
準住居地域 小計							
近隣商業地域 小計	約 19ha 約 4ha 約 23ha	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	— —	— —	— —	7.2%
商業地域 小計	約 10ha 約 10ha	40/10 以下	8/10 以下	— —	— —	— —	3.1%
準工業地域 小計	約 26ha 約 26ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.2%
工業地域 小計							
工業専用地域 小計	約 18ha 約 18ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.7%
合計	約 318ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域の健全な発展と秩序ある都市づくりを進めるため、用途地域を変更し、合理的な土地利用を図る。